

平成26年度第1回市川市幼児教育振興審議会

日時：平成26年7月22日（火）

午後2時～

場所：市川市教育委員会 会議室

次 第

1. 報告

（1）市川市立二俣幼稚園の休園方針について

（2）子ども・子育て支援新制度における幼稚園の利用者負担額について

2. その他

【 配布資料 】

- ・ 次第
- ・ 資料1 市川市立二俣幼稚園の休園方針について（概要）
- ・ 資料2 子ども・子育て支援新制度における幼稚園の利用者負担額について
- ・ 参考資料 子ども・子育て会議諮問書（写）及び諮問資料

『子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園の利用者負担額について』

二俣幼稚園の休園方針について（概要）

1 経緯

(1) 幼児教育振興審議会答申（平成22年11月25日）

答 申

1. 公立幼稚園の今後のあり方について

(2) 公立幼稚園のあり方についての短期的な方向性について

二俣幼稚園については、就園率が低く、就園児童数も減少してきており、今後、就園児童数の50%以上を占める二俣防衛省宿舍の廃止が予定されるなど、園児数の激減が予想される。加えて、その後の跡地利用の方向性が定まっていないことから、当面は休園の方向で検討していくことが望ましい。

なお、検討に当たっては、建て替えを含めた今後の防衛省宿舍の動向を見極めた上で議論を行い、休園または廃園の最終決定を行うものとする。

(2) 公立幼稚園に関する基本的方針策定（平成22年12月2日）

上記答申に沿って検討・実施していくものとする。

2 現状

(1) 宿舍の動向（予定）

ア 平成27年9月 居住者完全退去

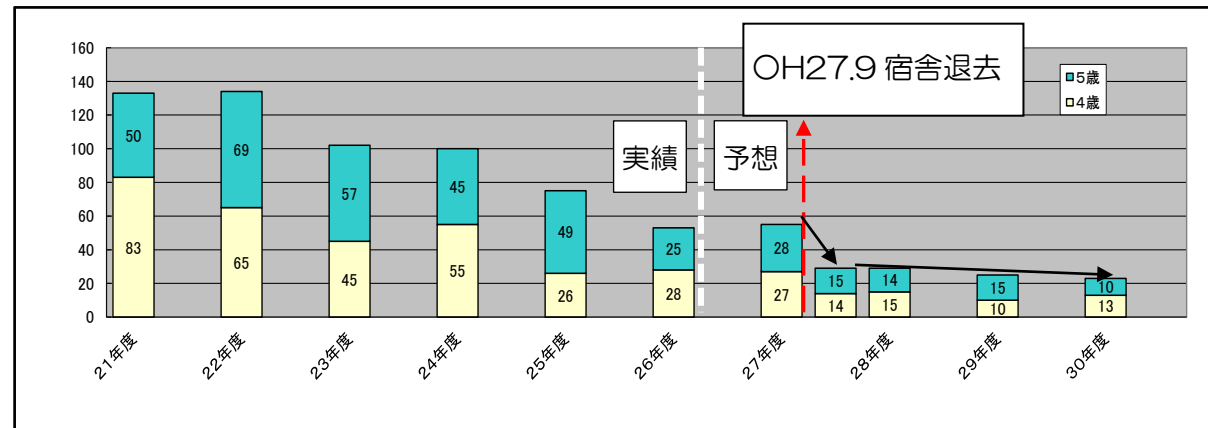
イ 平成29年3月 売却期限

※跡地の利活用の方向性については、未定である。

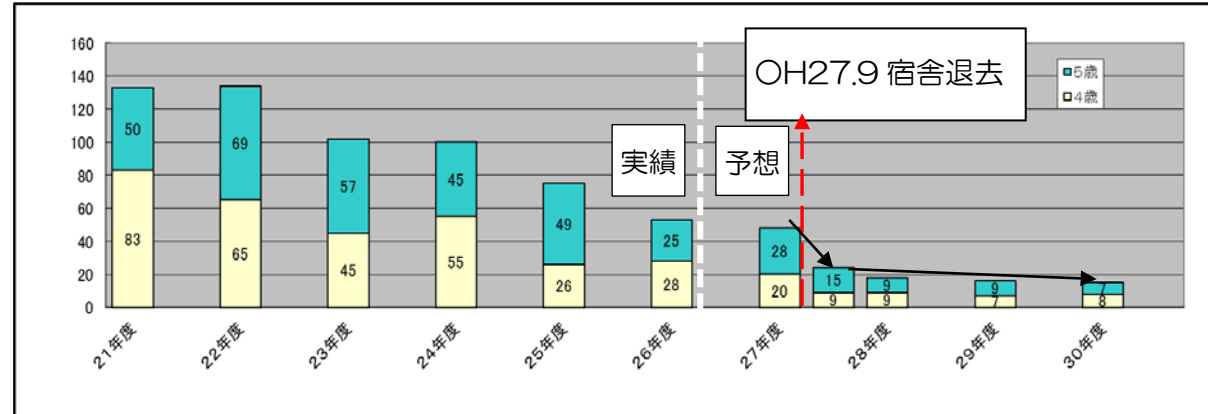
(2) 二俣幼稚園入園状況と今後の予想

実績は各年5月1日現在

① 宿舍削減計画発表（平成23年12月）後の入園率の平均等による推計



② 廃止宿舍リスト公表（平成24年11月）後の入園率の平均等による推計



3 課題

(1) 教育面

幼稚園教育・・・5領域（「健康」・「人間関係」・「環境」・「言葉」・「表現」）の目標を達成するよう行う（学校教育法23条）



（目標）集団生活を通じて、自主、自律、協同の精神並びに規範意識の芽生えを養う

一定の集団規模を保つことができないため、これらの目標達成が困難

（参考）

「一人一人の幼児への個別の対応が求められる「個に応じた援助」を行い、集団の形成過程を大切にし、「協同性の育ち」を培うためには、1学級に、3歳児でも20人前後、4、5歳児は21人以上30人くらいの集団が適切だと考えられている」と考察

（文部科学省「幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究」より）

(2) 環境面

地域の教育力や防犯体制の低下。

・「二俣」の人口減 各年5月1日現在

平成24年	1,649人（891世帯）
平成25年	1,481人（800世帯）
平成26年	1,077人（596世帯）

- ・周辺人口の減及び幼稚園の教職員数が少ないことによる安全対策への不安が生じる
- ・幼稚園正門前の道路は国所有地のため、宿舍居住者が退去後は使用不可となるおそれがある

4 方針

市川市立二俣幼稚園休園方針

公立幼稚園に関する基本的方針（平成22年12月2日策定）に基づき、市川市立二俣幼稚園は、平成28年4月1日から当分の間、休園するものとする。

平成26年7月3日

市川市教育委員会

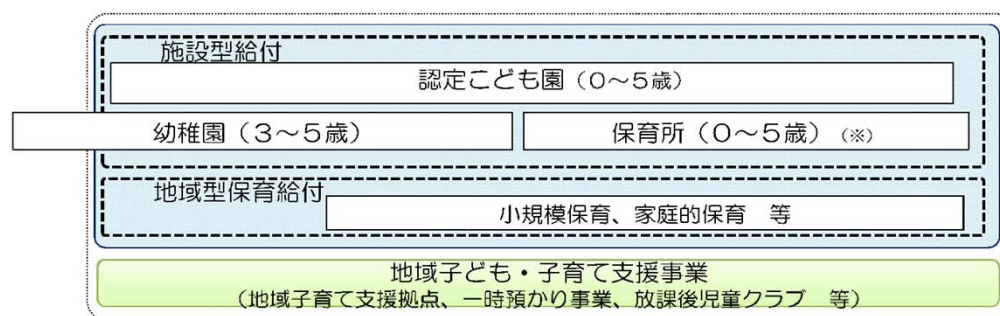
子ども・子育て支援新制度における幼稚園の利用者負担額について

A 子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度の全体像

① 幼児期の学校教育・保育・子育て支援について共通の仕組みの下で必要な財源を確保

- ◇ 「施設型給付」「地域型保育給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」の創設・充実
- ◇ 公定価格(国で告示)(※) = 施設型給付(施設が法定代理受領) + 利用者負担(国基準内で世帯所得を勘案して市町村が設定)



(※)私立保育所については、委託費

安定財源を確保し、子育て分野の「量的拡充」「質の改善」を実現

- ・ 消費税財源で約0.7兆円
- ・ それ以外の財源を含め約1兆円超

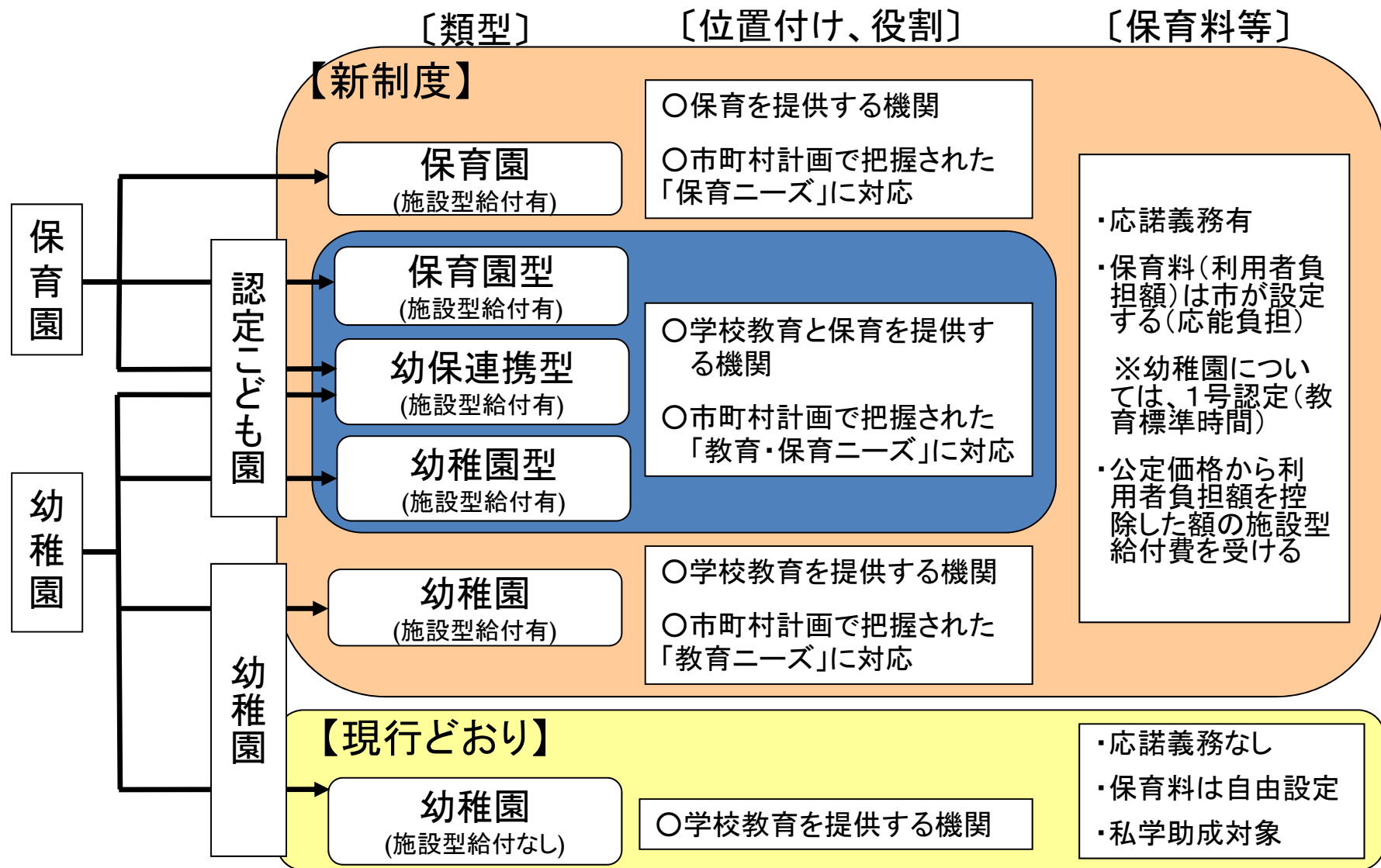
② 市町村が計画的に地域の子育て基盤を整備(市町村の責務として位置づけ)

- ◇ 市町村は地域の需要(潜在需要を含む)を把握し、5か年計画を通じて給付・事業を推進(幼児教育を含む)
- ◇ 教育・保育の利用時間(教育標準時間、保育標準時間、保育短時間)を居住地市町村が認定(短時間就労も対応)
- ◇ 市町村が給付の対象施設・事業者を確認し、施設・事業者が計画に協力(利用定員、応諾義務・運営基準)

③ その他の制度改善

- ◇ 幼保連携型認定こども園の二重行政の解消、認定こども園への財政支援の恒久化
- ◇ 保育所・認定こども園の認可・認定制度の見直し(裁量の恣意性の排除)、意向を踏まえた需給調整の特例
- ◇ 小規模保育等の新設(大都市部の保育需要増大、人口減少地域の保育の確保等に対応し、質を確保しつつ財政支援を拡充)

B 新制度における幼稚園・保育園の位置付け、役割



C 新制度における幼稚園の利用者負担額イメージ

現行制度

○公立幼稚園



○私立幼稚園

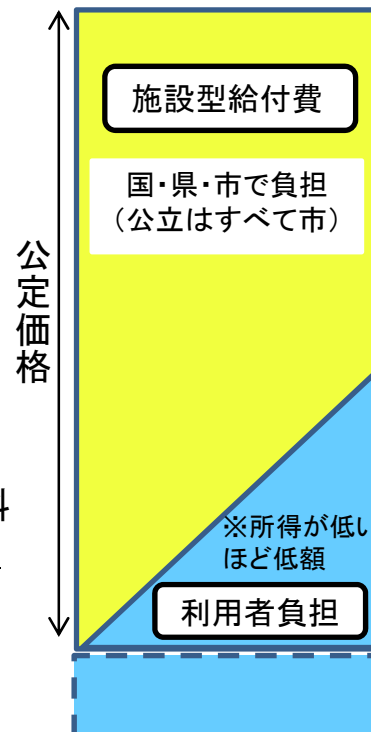


保育料+入園料
≒月額25,700円

実費徴収等

新制度(平成27年度～)

施設型給付費＝公定価格－利用者負担額



市が定める保育料
＝利用者負担額
【1号認定】

実費徴収等

D 市川市子ども・子育て会議への諮問内容について

国の利用者負担（案）より一律2,900円（市単独補助 35,000円/12）を控除

国の利用者負担イメージ

階層区分		年収 (目安)	現行制度		
			全国平均 保育料 (月額)	就園奨励費 補助金 (月額)	利用者 負担額 (月額)
第1階層	生活保護世帯	-	25,700円	25,700円	0円
第2階層	市民税非課税世帯 (所得割非課税含む)	~270万円		16,600円	9,100円
第3階層	市民税所得割 77,100円以下世帯	~360万円		9,600円	16,100円
第4階層	市民税所得割 211,200円以下世帯	~680万円		5,200円	20,500円
第5階層	上記区分以外の世帯	680万円~		0円	25,700円



国の利用者負担（案）

	利用者 負担上限 (月額)
第1階層	0円
第2階層	9,100円
第3階層	16,100円
第4階層	20,500円
第5階層	25,700円



市川市の利用者負担（案）

	利用者 負担額 (月額)
第1階層	0円
第2階層	6,200円
第3階層	13,200円
第4階層	17,600円
第5階層	22,800円

※ 幼稚園年少から小学校3年の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※ 現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる。



市川第 20140704-0009 号
平成 26 年 7 月 14 日

市川市子ども・子育て会議

会長 高尾 公矢 様

市川市長 大 久 保 博

諮 問

市川市子ども・子育て会議条例第 2 条に基づき、下記の事項について、貴会議に諮問します。

記

子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園の利用者負担額について

以 上

平成26年7月14日
こども部保育課

子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園の利用者負担額について

1. 利用者負担額の構造(国の考え方)

・新制度の利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案してさだめるとされて、現行の幼稚園、保育所の利用者負担の水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。

・国が定める水準は、最終的に平成27年度予算編成を経て決定することとなる。

・1号認定(教育標準時間認定)を受ける利用者負担の所得階層の区分数は、現行の幼稚園の所得階層と同様の5区分となる。

(国が示したイメージ(案))

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ(月額)				
			※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付け(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)	
〔・現行の利用者負担の水準を基本。〕				
階層区分	推定年収	現行の保育料	階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	—	0円	①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得 割非課税世帯含 む)	~270万円	9,100円	②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得 割非課税世帯含 む)	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	~360万円	16,100円	③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	~680万円	20,500円	④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円~	25,700円	⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

※②~⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

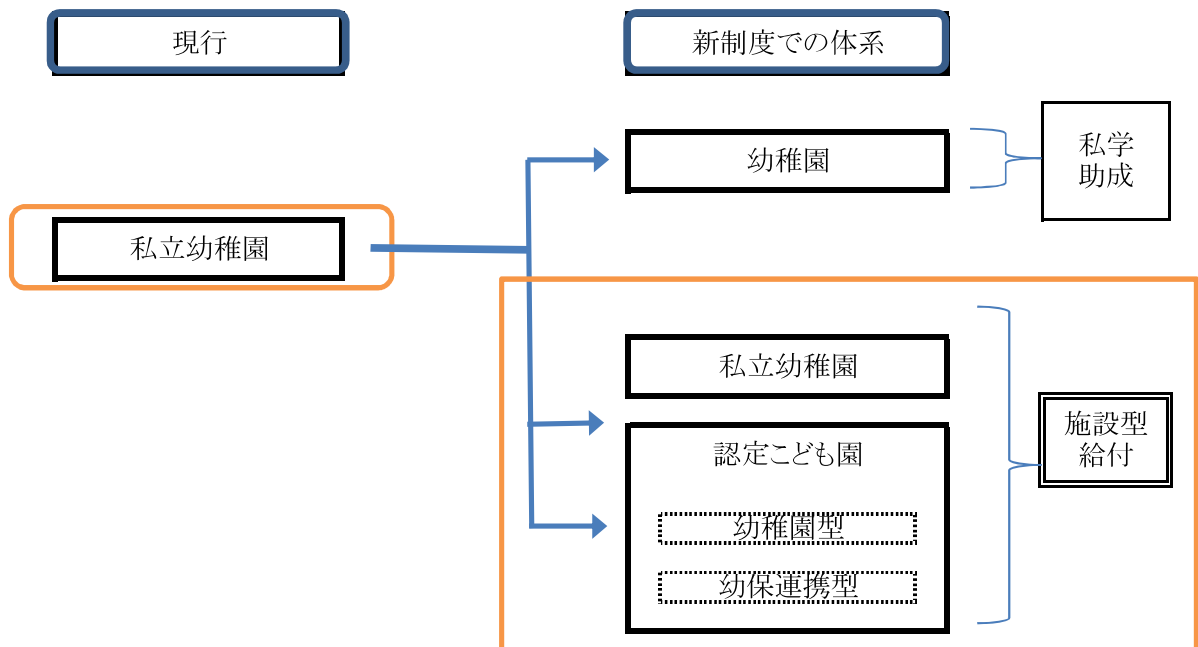
※現行の保育料：実際の保育料等の平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

※①~⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ただし、給付単価を限度とする。

※なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる

2. 1号認定利用対象施設



※市川市には認定こども園はありません。
 ※保育所等から認定こども園に移行することも可能です。

3. 市川市幼稚園の現状

(1) 私立幼稚園32園の入園料、保育料(平成26年度私立幼稚園実態調査より)

・入園料(年額) 30,000円～150,000円	平均約77,000円	月額約2,139円(3年間)
・保育料(年額) 210,000円～384,000円	平均約280,000円	月額約23,333円

その他諸経費、給食、教材費などは別

(2) 利用児童数 4,914人(平成26年5月1日現在)

(3) 私立幼稚園就園奨励費補助制度

私立幼稚園に通園させている保護者を対象に、その経済的負担を軽減するため、国の補助を受けて入園料・保育料の助成を行う

保護者の世帯の所得状況に応じて

年額35,000円から343,000円を補助(うち35,000円は市単独上乗せ補助)

4. 市川市の利用者負担の考え方

(1) 国基準を踏まえ、現行の私立幼稚園就園奨励費補助制度の水準を基準とする

所得階層は国基準どおり5階層とする

利用者負担額は、就園奨励費補助金を控除した実費負担額とし、さらに市単独補助金
年額35,000円(月額≒2,900円)を控除した額を本市の水準額とする

現行の幼稚園利用者負担の補助限度額			国基準	市案
所得階層区分	年額	月額	月額保育料	月額保育料
第1階層 生活保護世帯	308,000円	25,700円	0円	0円
第2階層 市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯)	199,200円	16,600円	9,100円	6,200円
第3階層 市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	115,200円	9,600円	16,100円	13,200円
第4階層 市民税所得割課税額 221,200円以下の世帯	62,200円	5,200円	20,500円	17,600円
第5階層 市民税所得割課税額 221,201円以上の世帯	0円	0円	25,700円	22,800円